

日本共産党議員団の立場から、第77号議案「中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に対して反対の討論を行います。

この条例案は国の共通番号制度、通称マイナンバー制度の実施に伴い、中野区が実施する住民サービスについて個人番号の利用範囲を定めるものです。しかし、10月から通知カードが発送され始め、メディアなどで制度について報道がされるほど、この制度についての不安は高まっています。世論調査では約8割もの国民がマイナンバー制度について不安を抱いているという結果も出ています。そうした不安をさらに高めるようなマイナンバー制度を利用した詐欺事件が発生し、すでに被害も生じています。このような事態になっているのは政府が、多くの国民の不安をよそに制度の導入を前のめりになって進めていることに原因があります。

そもそもマイナンバー制度は、国民にとってメリットになるものがほとんどないばかりか、制度自体が極めて有害なものであり、以下の3点の理由からも実施しないことこそ求められているものです。

第一に、情報流出への懸念です。マイナンバー制度はこれまで稼働してきた住民基本台帳ネットワークシステムと比べても扱われる情報がけた違いに拡大されます。マイナンバーを利用した個人情報の情報連携は社会保障・税務・災害対策の3分野98行政業務が最初から規定されているほか、条例で定めればさらに連携できる業務が増えます。もし情報が流出したらその被害は住基ネットと比べても格段に増します。この間の審議で国も区も「情報を分散管理するから大丈夫」「罰則を強化をする」「情報のやり取りは暗号化している」「中間サーバーにある情報は符号や数字の羅列で個人は特定できない仕組み」など、対策を講じているから情報は流出することはないし、万が一流出しても不正使用など安全への懸念はないかのように言っています。しかし、日本年金機構で発生した情報流出の問題で明らかになったように人間がシステムを作り運用している以上ヒューマンエラーは絶対に防げません。またこの間、自治体職員による個人情報の持ち出しも各地で発生しており、世論調査では国による個人情報の管理について「信頼する」と答えた人はわずか17%にすぎません。

また、個人情報流出の経路として最も危惧されるのが「マイナポータル」からの流出です。ICカードとパスワードがあれば、特定の個人のありとあらゆる情報を一覧できるのですから、プライバシーは一気に丸裸にされます。そのときに自治体によって連携される情報が多ければ多いほど情報の価値は高まり、

攻撃もされやすくなります。

マイナンバー付きの情報が流出したとしても、マイナンバーをすぐに変更すれば、もれた番号から情報を引き出すことはできなくなりますが、区報にも「番号が漏れて不正に使われる恐れがある場合を除き、一生変更されません」と書いてあるように、そのような仕組みはありません。一度漏れた情報は流通・売買され取り返しがつきません。

第二に、そもそも国家による多岐にわたる個人情報の集積を許してよいのかという問題があります。日本国憲法第13条は個人の尊重を謳い、プライバシー権を認めています。情報連携による自治体業務の効率性向上のために憲法で保障された基本的人権を侵害してもよいはずがありません。先日の法改定によって、国民の預貯金や特定健診、予防接種の履歴など情報連携するものが加えられ、国民の不安はさらに高まっています。政府はこういった情報連携について「所得や資産の正確な把握を行い、公正な社会保障給付を実現するため」などと言っていますが、事業所得や海外へ移転した資産は把握できないなど政府の狙いは破たんしています。

また、財務省は医療にかかわる情報共有を推進することで、医療機関を頻繁に受診するものや検診の受診率が低いものなどを明らかにし、それらの人の保険料負担を重くする傾斜保険料の導入を主張するなど、健康づくりを怠ったものにペナルティを与えるという、「公正な給付」の名の下での社会保障を切り捨てる狙いをあけすけに語っています。憲法に違反する国家による情報集積を、社会保障という憲法で保障された国民の権利を切り捨てる方向で活用するなど断じて許せません。

世界では米国や韓国のように共通番号の見直しに動いていたり、ドイツやフランス・イギリスではプライバシーを重視する立場から共通番号制度の導入そのものをあきらめていたりします。

マイナンバー制度では警察への情報提供の道が公然と開かれました。現在も、警察や自衛隊情報保全隊など公的機関による、個人情報の収集・国民監視が行われていることは周知の事実です。その中では身元・思想調査まがいの情報をリスト化していたことも明らかになっています。マイナンバー制度で連携される情報には個人の機微に触れる情報が多々あります。警察などによる情報集積でこれまで以上の「監視国家」化もありえます。このように、マイナンバー制

度は情報流出への懸念がぬぐえないこととともに国家による情報集積は国民監視の危険をさらに高めるものです。

第三に指摘しなければならないのが、マイナンバー制度の導入には3千億円以上、毎年の維持管理費も3百億円に上るなど巨額の経費が投じられるにもかかわらず、住民に対しては支出に見合う便益は示されていないことです。住民の負担軽減で示されているのはせいぜい一生のうち何回行うかもわからないような行政手続きの際に、添付書類が削減できるといった程度のものです。そのような費用対効果も明示できない制度に自治体を巻き込むことは許されません。

以上のように、マイナンバー制度の実施には大きな問題があります。この条例案はマイナンバー制度を自治体の場で実施をするためのものです。

政府は今後5年間で個人番号カードの普及率70%をめざし、中野区もその目標を引き写しています。今後、少しでも普及率を高めようと個人番号カードを持つことに付加価値をつけるといったことも検討されるかもしれません。そのときには個人番号カードを持っていないと特定の住民サービスが受けられないといった事態も生じてくるかもしれません。現状でも厚生労働省が介護保険の各種手続きで個人番号の記載や確認を求めると決め、全国の事業者に通知したことで、一部の自治体が「今後、個人番号の記載がない場合は申請を受け付けない」「介護事業所が申請を代行する場合は、マイナンバーカードか、そのコピーを持参するのが義務」だと誤った説明を行い、大混乱に陥っているところもあります。

世論調査にも表れているような国民の不安を取り除く最良の方法は、マイナンバー制度を実施しないことです。国において実施中止を宣言することも当然ですが、中野区においても、この条例案を成立させないことで、情報連携を許さず、マイナンバー制度を実質的に機能させないことが求められます。よって本議案に対して反対することを述べ、討論とします。